

学校法人日本福祉大学情報倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、情報システムの利用における情報倫理の基準を定め、学校法人日本福祉大学（以下、「学園」という。）の関係者が、健全な行動規範を持って情報システムを利用できるようにするとともに、違反行為があった場合の手続きを明らかにすることを目的とする。

(定義)

第2条 情報倫理とは、情報システムの利用及び個人がインターネット上で行なう情報発信行為全般において最低限守らなければならない行為規範である。なお、具体的な行為規範については、「情報倫理ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を別に定め、本規程を補完するものとする。

2 情報システムとは、WAN又はLANに接続されたパソコン、サーバ、ネットワーク機器などのハードウェア、並びに当該ハードウェア上で動作するソフトウェア及び通信回線そのものを指す。

3 学園の関係者とは、学園情報システムの利用者ID（以下、「アカウント」という。）を付与された者を指す。

(適用範囲)

第3条 本規程は、情報システムが学内、学外（インターネットを含む）にかかわらず、学園の関係者に適用されるものとする。

(情報倫理の基準)

第4条 情報倫理の基準は次の各号のとおりとし、これを遵守するものとする。

- (1) 公序良俗、法令に反する行為、又はその恐れのある行為をしないこと。
- (2) 著作権、肖像権等、他者の権利を侵害する行為をしないこと。
- (3) 学園及び学園に係る者の個人情報、プライバシー情報の提供をしないこと。
- (4) 学園の各規程・規則に反する、又は反する恐れのある行為（ただし、社会的・法的に倫理規程が整備された場合はそれを優先する）をしないこと。
- (5) 学園の情報システムのセキュリティを脅かす情報の発信をしないこと。
- (6) 学園及び学園に係る者又は団体の機密情報、未公開情報の発信をしないこと。
- (7) 虚偽情報の発信、噂又は噂を助長させる情報、その他社会通念上不相当と認められる情報の発信をしないこと。
- (8) 人権・思想・風習・職業・人種等への差別的な行為又は他者が不快と思う可能性のある行為をしないこと。

(9) 許可なく学園の公式を名乗る行為、又は学園シンボルマーク・校章の無断利用をしないこと。

(利用者の義務)

第5条 学園の関係者は、「学校法人日本福祉大学 情報セキュリティの基本ポリシー」及び「学校法人日本福祉大学 個人情報保護の基本ポリシー」の精神を理解し、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報倫理の基準に従うこと。
- (2) 学園関係者であるという自覚と責任、及び社会的規範意識を持った利用を心がけること。
- (3) 学園の情報システム利用にあたっては、学園が定める関連規程に従うこと。
- (4) 日本国の法令、命令、規則及び条例に従い、国外においては諸外国の法令や国際法に従うこと。

(違反者等に対する措置)

第6条 本規程に違反する行為があった場合、「学校法人日本福祉大学情報セキュリティマネジメント管理・運用規程」に定める情報システム管理者は、違反者のアカウントを停止、取り消すことができる。

- 2 違反の内容が重大と判断される場合、又は学園の関係者が被害者である場合、情報セキュリティ委員会は、処分・対処内容について審議する。
- 3 情報セキュリティ委員会は、必要に応じて処分の権限を有する意思決定機関に違反行為を報告し、学則あるいは就業規則上の処分について勧告を行う。
- 4 学園のアカウントの停止・取り消し処分の解除は、情報システム管理者の独自の判断のほか、処分の権限を有する意思決定機関からの申し出により行うことができる。
- 5 本規程を遵守することで学園の関係者が不利益を被る場合、情報セキュリティ委員会の決定にもとづき、遵守義務を例外的に免除することがある。

(規程の所管課室)

第7条 本規程の所管課室は、企画政策課（ICT推進室）とする。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は情報セキュリティ委員会の議を経て、情報セキュリティ責任者が行う。

附 則

- 1 この規程は、2007年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2010年4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、2011年4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、2013年4月1日から改正施行する。

- 5 この規程は、2015年4月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、2018年4月1日から改正施行する。
- 7 この規程は、2022年4月1日から改正施行する。